

「宮城県地球温暖化対策実行計画等の策定に関する基礎調査業務」に係る質問への回答

令和3年10月22日 宮城県環境生活部環境政策課

No	項目	内容	回答
1	企画提案書の作成について	提案書の枚数に制限はありますか。	枚数に制限はありませんが、一般的に審査可能な範囲での御提出をお願いします。
2	プレゼンテーションについて	募集要領に「事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない」とありますが、プロジェクターを使用して説明を行う場合、投影する資料は企画提案書そのものではなく、要約したものでよろしいでしょうか。また、企画提案書に記載していない追加情報を投影した場合（資料配布は行わない）、減点または失格となりますか。	事前に提出した内容と同様であれば、要約いただいても構いません。また、企画提案書に記載されていない内容が投影された場合、当該投影内容は、審査の対象外として取扱います。
3	仕様書(案)について	委託内容は「区域施策編」など各計画の「基礎調査」となっており、主に推計作業について具体的な作業内容が記載されていますが、施策の内容の検討・見直しも業務に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	基本的に、施策の内容の検討・見直しは、県で実施する予定ですが、施策の実施による削減効果の算定は、業務内容に含まれます。なお、施策の内容の検討・見直しの業務を企画提案いただいた場合は、審査の対象(加点要因)として取扱います。
4	仕様書(案)について	事務事業編については、「地球温暖化対策推進法に基づく宮城県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に位置づけるために必要な内容を整理する。」とありますが、現況の排出量の算定作業や現行計画の目標の見直しも業務に含まれますか。	含みます。